

## 日本アスレティックトレーニング学会 自然災害等の被災による年会費免除措置に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本アスレティックトレーニング学会（以下本法人）の定款 3 章（会員）のうち、会費に関わる事項について、地震、水害などの自然災害等で住家を被災、又はこれに準ずる被災（被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯に認定された方等）をした会員の年会費を免除できる。

(年会費免除措置適応の災害及び対象)

第2条 災害の別を問わず、内閣府の定める「災害の被害認定基準」に基づき、地震、水害などの自然災害で住家の「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又はこれに準ずる被災（被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯に認定された方等）を被った会員とする。

(免除の額)

第3条 免除される会費は、原則申請された年度の本法人会費とする。但し、当該年度の会費が既に納入されている場合は、次年度の会費を免除する。

(申請期間)

第4条 申請期間は被災後 1 年以内を原則とし、随時、申請を受け付ける。免除の継続を希望する場合は、免除を希望する年度の前年度 3 月末までに申請を行うこととする。

(申請書類)

第5条 申請は本人によるものとし、以下の申請書類を提出することとする。

- (1) 自然災害等の被災による年会費免除措置申請書（学会所定様式を本法人 HP よりダウンロードする、もしくは所定のフォームより回答する）
- (2) 罹（被）災証明書（新規申請の場合のみ）のコピー

(申請方法)

第6条 上記の申請書類を、指定されたオンラインフォーム、E-mail による添付ファイルまたは郵便により、日本アスレティックトレーニング学会事務局宛に提出する。

(送付先)

第7条 日本アスレティックトレーニング学会事務局

Google フォーム回答:<https://forms.gle/PGMBniETUuDtp8vN7>

E-mail 送付先: [jimujsat@soubun.org](mailto:jimujsat@soubun.org)

郵送先: 〒116-0011 東京都荒川区西尾久 7 丁目 12-16

株式会社ソウブン・ドットコム内 日本アスレティックトレーニング学会事務局

(審査、決定)

第8条 事務局において申請書類を基に会費免除の可否を審査し、直近の理事会で承認された後、申請者に通知する。

附則

1. この細則は、2024 年 3 月 1 日から施行する。